ついては	ついては、同条第一項第三号中「特定振替機関等」とあるのは「特定受託者」と、同条第九項第一号中「第五条の二第一項」とあるのは「第五条の三第八項において準用する第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第五条の三第一項」と、同項第二号中「特定受託者に係る特定口座管理機関（同条第十項第一号に規定する特定口座管理機関をいう。次号及び次項において同じ。）」とあるのは「特定受託者」と、同項第三号及び第四項中「適格口座管理機関」とあるのは「特定受託者」とするほか
第二十八項の表第二項第二号の項	
第五条の二第一項	次条第一項第二号
第五条の二第十七項に規定する信託の受託者	第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第五条の三第一項に規定する特定受託者
第五条の二第七項第一号	第五条の三第四項第一号
同条第四項	法第五条の二第四項
同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の同条第七項第六号以下この条	法第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等の同項第六号
第九項第二号	第三項第一号
第二十八項の表第二項第三号及び第三項第一号の項	
第二項第三号及び第三項第一号	特定振替機関等（法第五条の三第一項に規定する特定振替機関等
特定振替機関等	特定受託者（法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第五条の三第一項に規定する特定受託者
第二十八項の表第五項第四号の項	
係る特定振替機関	係る法第五条の三第四項第一号に規定する特定振替機関（当該特定受託者が受託者である法第五条の二第四項に規定する信託の信託財産に属する法第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等の同項第六号に規定する振替記載等に係る同項第一号に規定する特定振替機関に限る。以下この条において同じ。）
第二十九項	
第八十二条第一項	第八十二条第一項及び第八十三条第一項
、同項	、同令第八十二条第一項

とあるのは、	とあるのは
第五条の二第四項（	第五条の三第九項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第四項（
第三条の十八第五項第三号	第三条の十九第十三項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同令第三条の十八第五項第三号
組合員等の各人別）と	組合員等（次条第一項において「組合員等」という。）の各人別）と、同令第八十三条第一項中「者の各人別」とあるのは「者の各人別（租税特別措置法第五条の三第九項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第四項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用がある場合にあつては、その配当等の支払を受ける同項の組合又は信託の組合員等の各人別）と

第三条の十九第六項を同条第十三項とし、同項の前に次の七項を加える。

6　施行令第三条の二第十五項に規定する財務省令で定めるものは、法第五条の三第四項第二号に規定する特定口座管理機関（以下この項及び次項において「特定口座管理機関」という。）若しくは同条第四項第三号に規定する特定間接口座管理機関（以下この項及び次項において「特定間接口座管理機関」という。）又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につき当該特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関又はその指定する者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法（当該電子情報処理組織の参加者がそれぞれ特定の者に限定されていること又は暗号、記号その他特定の符号により、通知を受ける特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関が、当該通知をした者が当該特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関に係る適格外国仲介業者であることを確認できる方法に限る。）とする。

7　特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関は、その受けた法第五条の三第七項の規定による通知が書面による方法で行われた場合にはその受理した書面を当該受理した日の属する年の翌年から五年間保存し、その受けた同項の規定による通知が施行令第三条の二第十五項に規定する方法で行われた場合には同条第十六項の規定により作成した書面又はマイクロフィルムを当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

8　施行令第三条の二第十六項に規定する財務省令で定めるものは、第六項に規定する入出力装置とする。

9　法第五条の三第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五条の三第八項の規定による通知をする適格口座管理機関（同条第四項第八号に規定する適格口座管理機関をいう。次号及び次項において同じ。）の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称及び所在地

二　非課税適用申告書を提出した者が前号に規定する適格口座管理機関又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている法第五条の三第八項に規定する特定振替社債等（その利子等につき同条第一項又は第三項後段の規定の適用を受けることとなるものに限る。）の銘柄及びその銘柄ごとの当該特定振替社債等に係る償還金の額

三　前号に規定する特定振替社債等の銘柄ごとの利子等の支払年月日

四　その他参考となるべき事項